

2008年1月10日
(平成20年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

介護保険料の賦課、徴収及び滞納処分事務に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について（答申）

2007年12月25日付けで諮問（第292号）された介護保険料の賦課、徴収及び滞納処分事務に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり必要な個人情報を目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

現在、介護保険課では介護保険料の徴収を特別徴収（年金からの天引きによる納付）及び普通徴収（納付書または口座振替による納付）の方法で行っているが、平成18年6月に公布された「健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成20年4月から、国民健康保険料及び後期高齢者医療の保険料についても年金からの特別徴収が行われることになった。

国民健康保険料及び後期高齢者医療の保険料の特別徴収対象者を特定する要件として「介護保険料を特別徴収している者」及び「介護保険料と国民健康保険料又は後期高齢者医療の保険料の合算額が年金受給額の2分の1を越えない者」とあることから、介護保険料の特別徴収に関する情報（特別徴収対象者情報、特別徴収依頼情報）が不可欠であり、この必要情報の収集の方法については、厚生労働省が介護保険主管課から収集することを想定していることから、保険年金課及び医療予防課でも介護保険課より収集することを考えている。

このことから、介護保険料の特別徴収に関する情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を利用させる必要性について

国民健康保険料及び後期高齢者医療の保険料の特別徴収対象者を特定することは、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律（以下「国民健康保険法等」という。）に基づいて行われるものであり、本人の申請によらず、一定の条件により必然的に特別徴収対象者になるものである。また、特別徴収対象者を特定する作業は、限られた時間内に行わなければならないため、本人から収集することは困難であり、特定に必要な介護保険料の特別徴収対象者に関する情報を保険年金課及び医療予防課に利用させることにより、特別徴収対象者判定の事務処理を適正かつ迅速に行えるようになる。このことから個人情報を目的外に利用させることに必要性があると考えられる。

なお、介護保険料の特別徴収対象者に関する情報の作成と、保険年金課及び医療予防課で必要とされる対象者の突合・抽出作業については、すべてIT推進課のコンピュータで行うものであり、保険年金課及び医療予防課に個人情報（約7万件程度）を操作・閲覧させたり、リスト・磁気媒体等で所有させるものではない。

(3) 個人情報を利用させることに伴う本人通知の省略について

介護保険料の特別徴収対象者に関する情報を使用して、国民健康保険料及び後期高齢者医療の保険料の特別徴収対象者を特定することは、国民健康保険法等に基づいて行われるものであり、また、対象者が多く、年間7万件程度が想定されることから、本人に通知することは、業務の効率や運営を著しく阻害することになると判断されるため、本人通知は省略したい。

なお、目的外に利用させることについては、保険年金課及び医療予防課が広報等で周知を図る。

(4) 目的外に利用させる個人情報

ア 介護保険特別徴収対象者情報

(ア) 氏名（カナ、漢字） (イ) 生年月日 (ウ) 性別

- (エ) 住所（郵便番号，カナ住所，漢字住所）
- (オ) 基礎年金番号・年金コード (カ) 特別徴収義務者コード
- (キ) 介護保険被保険者番号 (ク) 個人コード (ケ) 介護住所地特例区分
- (コ) 介護年金情報補足年月日 (カ) 通知内容コード・各種区分

イ 介護保険特別徴収依頼情報

- (ア) 氏名（カナ，漢字） (イ) 生年月日 (ウ) 性別
- (エ) 住所（郵便番号，カナ住所，漢字住所）
- (オ) 基礎年金番号・年金コード (カ) 特別徴収義務者コード
- (キ) 介護保険被保険者番号 (ク) 個人コード (ケ) 介護住所地特例区分
- (コ) 介護年金情報補足年月日 (カ) 通知内容コード・各種区分
- (シ) 介護特別徴収額 (ス) 年金額

(5) 実施時期

医療予防課：平成20年1月中旬予定

保険年金課：平成20年6月予定

(6) 提出資料

- ア 健康保険法等の一部を改正する法律（抜粋）
- イ 高齢者医療の確保に関する法律（抜粋）
- ウ 国民健康保険法施行令・国民健康保険法施行規則（抜粋）
- エ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（抜粋）
- オ 厚生労働省事務連絡 特別徴収に係る市区町村内部のシステム連携について（参考資料）
- カ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を利用させる必要性について

国民健康保険料及び後期高齢者医療の保険料の特別徴収対象者を特定することは、国民健康保険法等に基づいて行われるものであり、本人の申請によらず、一定の条件により必然的に特別徴収対象者になるものである。また、特別徴収対象者を特定する作業は、限られた時間内に行わなければならないため、本人から収集することは困難であり、特定に必要な介護保険料の特別徴収対象者に関する情報を保険年金課及び医療予防課に利用させることにより、特別徴収対象者判定の事務処理を適正かつ迅速に行えるようになる。

なお、介護保険料の特別徴収対象者に関する情報の作成と、保険年金課及び医療予防課で必要とされる対象者の突合・抽出作業については、すべてIT推

進課のコンピュータで行うものであり、保険年金課及び医療予防課に個人情報（約7万件程度）を操作・閲覧させたり、リスト・磁気媒体等で所有させるものではない。

以上のことから判断すると、目的外に利用させる必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

介護保険料の特別徴収対象者に関する情報を使用して、国民健康保険料及び後期高齢者医療の保険料の特別徴収対象者を特定することは、国民健康保険法等に基づいて行われるものであり、また、対象者が多く、年間7万件程度が想定されることから、本人に通知することは、業務の効率や運営を著しく阻害することになる。

なお、実施機関では、目的外に利用させることについては、保険年金課及び医療予防課が広報等で周知を図ることとしている。

以上のことから判断すると、目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上